

大領

第2号

1981年12月



大田瀬摩法人会会報

次 目

仕事一筋の人 竹原会長の死を悼む	1
昭和五十六年度 通常総会開催	2
竹村健一先生の経済講演会開催される	3
「税を知る週間」を前にして実施された対談	4
石見大田税務署幹部御紹介	5
企業訪問 わが社の経営方針	5
用暮コーナー	6
意見交換 『税を知る週間行事』	7
資金繰りについて考える	8
改正商法における 取締役および監査役報酬	9
税務調査から見た非違事例	9
経営者大型総合制度は自動的に更新されます	10
年末融資のお知らせ	10
ミニ税務コーナー	11
相談コーナー	12
編集後記	12

大森代官所

国の史跡、石見銀山遺跡のシンボルといえば代官所の遺構です。2代目奉行の竹村丹後守のとき現在の場所に設けられ、初めは奉行所といい、のちには大森御役所、大森陣屋と呼ばれていて、大森町を訪れるとき左右に広がる門長屋が、夢を江戸時代に運んでくれます。

門長屋は右側（北）が脚夫詰所、番人詰所、仮獄舎、左側（南）が門番詰所、大工詰所、物置で、今石見銀山資料館となっている建物は、明治12年に代官所が解体されたあと、明治22年に邇摩郡役所として建設されたものです。面積は3,400平方メートル。代官所跡の前側は銀山川が流れ、川を隔てて「向い陣屋」（役宅）や演武場（馬場・弓道場）があり、御金蔵はその南へ100メートルの場所にありました。

（石村禎久記）

仕事一筋の人

竹原会長の死を悼む

当法人会会長・竹原清造氏は、去る十月七日、午前八時二十五分心臓発作により、国立島根医科大學附屬病院に於いて急逝されました。

竹原会長は、行年六十五

歳、じられました。

昭和四十七年、大田遡と頼りにし縋りきつていた矢先、この悲しいお知らせをすることは、天命無情、誠に哀悼の念にたえません。

思えば、氏は七月六日、島根医科大学附属病院に入院され、一度退院されたものの、九月十二日心臓治療のため再入院されましたが、十月七日、朝、突然の心臓発作により、六十五歳の生涯をとどめました。



石見大田税務署長、国税局



合掌

(大田市立第一中学校、PTA会長、校長)

その実績は高く評価され
石見大田税務署長、国税局

長から度重なる感謝状、表彰状をお受けになり、昨年十一月には、産業人最高の藍綬褒章受章の栄誉に浴されております。

國家財政一〇〇年の大計樹てねば悔を千載に残しかねない重大な時期に、納税活動の偉大な推進者を失つたことは、誠に惜しまれて、余りあるものを感じてなりません。

われわれは、今このすばらしい指導者を失った、耐えがたい悲しみを踏み越えて、より一層事業活動に努力精進を誓い合つてこそ、力灯を燃やすに勝る供養と信じます。

今は淨土に旅立たれた、竹原会長の数々の御功績を偲び、唯ひたすらに、御冥福をお祈りするばかりでございます。

竹原会長の数々の御功績を高揚と啓蒙活動を白か

ら先頭に立てて展開され、好ましい納稅環境づくりに励んでこられました。

故竹原清造氏 表彰歴

国からの表彰

S 43・8 燐失校舎の再建と学

S 43・8 校統合を成就した功績により

S 19・2 軍功により勲六等瑞

S 19・2 装彰

S 19・2 個人により勲六等瑞

S 49・II 中告納稅制度普及に

S 49・II 表彰

S 49・II (石見大田税務署長)

S 51・10 納稅時割組合の普及に

S 51・10 表彰

S 51・10 (島根県PTA連合会会長)

S 51・11 尽した功績により感謝

S 51・11 表彰

S 51・11 (大田市長)

S 51・11 中告納稅制度の普及に

S 51・11 表彰

S 51・11 (島根県税務署長)

S 55・3 社会福祉事業に尽した功績により表彰

S 55・3 表彰

S 55・3 (島根県知事)

S 52・11 食品衛生の向上発展に尽した功績により表彰

S 52・11 表彰

S 52・11 (法務大臣)

S 55・9 納稅指導団体育成強化中告納稅普及に尽した功績により表彰

S 55・9 表彰

S 55・9 (厚生大臣)

S 55・3 社会福祉事業に尽した功績により表彰

S 55・3 表彰

S 55・3 (島根県知事)

S 49・II 永年に亘り食品衛生

S 49・II 表彰

S 49・II (日本食品衛生協会会長)

S 55・11 産業功勞により藍綬褒章受章

S 55・11 表彰

S 55・11 (内閣総理大臣)

S 41・II 大田市立第一中学校

S 41・II 表彰

S 41・II (島根県教育委員会)

S 43・7 大田市立第一中学校

S 43・7 表彰

S 43・7 (大田市長)

S 43・7 地方公共団体からの表彰

S 43・7 表彰

S 43・7 (島根県教育委員会)

S 43・7 屋内運動場備品の寄贈により感謝

S 43・7 表彰

S 43・7 (大田市長)

S 43・7 PTA初代会長として五か年

S 43・7 表彰

S 43・7 (島根県教育委員会)

S 43・7 教育の発展に寄与した功績に

S 43・7 表彰

S 43・7 (島根県教育委員会)

S 43・7 対し感謝状

S 43・7 表彰

S 43・7 (島根県教育委員会)

S 43・7 功績に対し表彰

S 43・7 表彰

S 43・7 (島根県教育委員会)

昭和五十六年度

通常総会開催



議案(1)昭和五十五年度事業報告並びに収支決算承認
事務局より、事業報告、
収支決算について説明があ

来賓には、石見大田税務署、米原署長をはじめ、多数のご臨席をいただき、天崎副会長の議長により議事に入つた。

議案(3)会費値上げについて
事務局より、事業計画及び会費値上げ理由等の説明また、それに伴なう収支予算について説明のあと、質疑に入る。

会員より活発なる質疑等が出ました。が、原案通り可決承認された。

以上で全議案は、とどきおりなく終了した。
引き続き、日本システムリクエート(株)長沢宏氏によつての説明があり、マイコン時代といわれる現代にふさわしい内容の講演ののち、懇親会が開かれた。

九月十四日(月)午後三時より、通常総会が会館仁万屋において、会員七十九名の参加のもとに開催された。

議案(2)昭和五十六年度事業計画・収支予算承認について
議長より一括上掲により審議に入る。

事務局より、事業計画及び会費値上げ理由等の説明また、それに伴なう収支予算について説明のあと、質疑に入る。

会員より活発なる質疑等が出ました。が、原案通り可決承認された。

以上で全議案は、とどきおりなく終了した。

議案(3)会費値上げについて
事務局より、事業計画及び会費値上げ理由等の説明また、それに伴なう収支予算について説明のあと、質疑に入る。

会員より活発なる質疑等が出ました。が、原案通り可決承認された。

以下、事業内容及び収支予算等は次の通りです。

三、経営に関する事項

(1)政治・経済に関する時局問題の講演会開催

ち、税制、税務行政に対する要望、意見の具申

事業計画

一、組織に関する事項

- (1)会員増強運動の推進
- (2)その他組織強化に関する事項

二、部会活動に関する事項

- (1)各部会活動の充実強化

四、税法並びに税務に関する事項

- (1)関連団体との連携を保
- (2)企業診断・経営指導等の斡旋
- (3)その他経営に関する講座等の開催

五、第五回法人学校の開催

- (1)一月と六月まで開催
- (2)法人会報「天領」年二回
- (3)その他の税務に関する事項

六、会報の発行

- (1)法人会報「天領」年二回

七、その他

- (1)各種参考資料の配布

收支予算書

【収入の部】

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	摘要
1 会 費	4,780,000	1,790,000	2,990,000	323名
2 手数料収入	40,000	50,000	△10,000	各種手数料
3 繰 越 金	22,624	30,712	△8,088	前年度より
4 雜 収 入	57,376	59,288	△1,912	預金利息外
合 計	4,900,000	1,930,000	2,970,000	

【支出の部】

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	摘要
1 総 会 費	400,000	350,000	50,000	総会費
2 役員会費	250,000	180,000	70,000	役員会2回
3 事 業 費	2,860,000	1,090,000	1,770,000	講演会等
4 会報発行費	300,000	0	300,000	2回発行
5 部 会 費	250,000	0	250,000	
6 旅 費	60,000	60,000	0	出張旅費
7 負担金	300,000	200,000	100,000	県法連外
8 渋 外 費	20,000	15,000	5,000	慶弔費
9 事 務 局 費	100,000	20,000	80,000	通信費等
10 会館建設積立金	300,000	0	300,000	
11 雜 費	10,000	10,000	0	
12 予 備 費	50,000	5,000	45,000	
合 計	4,900,000	1,930,000	2,970,000	

竹村健一先生の経済講演会開催される

演題「日本経済の現状と今後の見通し」

十一月十三日午後三時よ

り大田市民会館大ホールに於いて、県法人会連合会の協力のもと、大田・邇摩法人手門学院大学助教授を歴任。現在、フリーで評論活動。

講演に先がけ天崎副会長の挨拶、和田副会長の講師紹介がなされ、講演が行われた。

会の主催で竹村健一先生の経済講演会が開催された。

今回の講演会開催にあたつては法人会役員諸氏の講師送迎、会場の受付、駐車場の整備等多大な協力を得円滑に運営されました。

講演の内容は次の通りであります。

昭和5年大阪に生れる。第一回フルブライト留学生としてエル大学、ソルヌ大学、シラクス大学に留学、帰国後、「英文毎日」の記者、陽特殊製鋼調査部長、追

日本海テレビ「竹村健一の世相講談」等、山陰中央テレビ「竹村健一の世相を斬る」等、

互いに三国肩を並べるまでの間に成了。これはアメリカの経済援助、防衛費の肩替りにより日本の国家予算が経済復興に全て向けられた結果である。

二、これから日本の発展に対する問題となるものは三つある。それはエネルギー



竹村健一氏のプロフィール

1、対ソ関係、欧米関係である。

エネルギー問題は、先進工業国の節約努力により需給関係は緩和され、現状で推移すると思われる。



の防衛問題だと思われる。

日本が自由陣営の一員とし

て今後も発展していくには、

貿易摩擦の解消は言うま

もないことであるが、世界

第一位の経済大国として、

応分な防衛費の支出はやむ

を得ないものと考えられる。

以上が講演の概要であり

ますが、これに続き質問時

間が設けられた。質問およ

び解答を紹介します。

【問】日本とEC・ECCとアメリカとの関係

【答】日本とECは民族的にも、地域的にも関係がうすく、日本のこととはあまり理解されておらず、近年日本の輸出がEC経済に大きく関係を持ち、初めて関心を持たれたのが現実だと思われる。しかしながら、ECとアメリカの関係は民族的にも地域的にも深いものがあり、一部マスコミで報道されている程には悪くないと考えている。



次に、欧米諸国との問題であるが、ここでは特にアメリカとの関係が第一と考えられる。経済的には日本の輸出超過、政治的には日本

過大評価されてきたが、実際は日本の個人所得を比較して見れば1/40であるように、内政的なあやまりで経済復興には時間のかかるものと思われる。しかし、日本にとって中国は重要な隣国である。ソ連との防波堤として自由陣営は重視しており、今後も経済援助等をし、友好関係の維持も必要と思われる。

【問】中国の現状

【答】一部報道では中国を

「税を知る週間」を前にして実施された

直税部長・法人会連合会長対談

対談日時 56年10月9日

対談者
広島国税局直税部
部長 買手屋孝一
中國地方法人会連合会
会長 篠原康次郎

(法人会長) 会員増強問題は、現在、法人会のかかえている最重要課題です。会員組織率が、全国平均より低いものですから、私も随分努力しているのですが、なかなか思うようにまいりません。中法連も、会員増強には一層の努力をすることにしておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

(直税部長) 法人会員も五十六年六月末で四万八千社となり、加入割合も五一・二%とはじめで、五〇%を上回りましたが、これは昨年実施された加入増強運動等のご努力の成果だと思います。

会員の増強は、組織力の強化という点で常に心がけていくべき問題だと思いまが、そのためには、組織拡大の特別委員会の設置とか地区単位による個別勧しようなどのほか、税理士会の協力を得ることも是非必要だと思いますね。

それから、経営の方々に集まつていただいて、経営のプラスになる研修とか説明会などを開催するのもいいのではないかと思うのです。会員増強月間などの目標を掲げて集中的に加入増強運動を展開されることは効果的だと思います。

昨年の実績を踏まえて、私もとしてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

(会長) 会員増強のほかに「モデル法人会事業」を推進しています。

法人会のかかえている問題、例えば、会員増強、財政基盤の強化、事業活動の活発化等をテーマとして、モデル法人会で実施していくだけわけです。
昨年度の合同研究発表会には、多数の法人会が参加し予想外に盛大でした。これも、意外に刺激になるものですね。これからも力を入れていきたいと思います。
この事業について、部長さんのご意見をお聞かせください。

何かと大変だったと思いまが、本年は、これを更に充実させて今後の法人会活動に生かしてほしいですね。もちろん、私どもできる限りの協力をさせていただきます。

(部長) 組織化がある程度進んできた段階で、モデル法人会制度が発足したことには、非常に企画だと思います。

この二月に行われた合同研究会で、活発な研究発表と情報交換が行われ、実践的ななかから出された問題点苦心談、効果的な施策が発表されましたので、他の法人会も大いに参考になつたことと思います。

本年も、当局管内で六法人会がモデル法人会に指定

され、会員増強をはじめとした研究テーマに、取り組んでおられると聞いております。今から来年の合同研究会での発表を期待しております。
昨年は初年度でしたので、何かと大変だったと思いまが、本年は、これを更に充実させて今後の法人会活動に生かしてほしいですね。もちろん、私どもできる限りの協力をさせていたただきます。

(会長) 法人会では、役員、会員が一体となつて組織強化のため、努力を続けていますが、残念ながらまだ財政面でも組織面でも、十分強固なものとはいえないません。
事業の展開にあたって講師の派遣、情報資料の提供等、強力なバックアップを賜りたいと思つておりますがいかがでしょうか。

(部長) 法人会の活動をさらに充実させるためには、やはり、会員が増加し、組織が強化され、それによつて財政基盤を強化していく

ことが、より必要なことではないでしょうか。
お話しのように、講師の派遣、情報資料の提供は、今までそうですが、この基本は何ら変わることは考えておりません。
側面的に協力させていたのですが、アメリカは、税金に対する関心が非常に高いでしょう。だから申告の仕方などの解説書が本屋のウインドウにたくさん置いてあります。
(会長) 三月に金融事情の視察でアメリカに行つたのですが、アメリカは、税金に対する関心が非常に高いでしょう。だから申告の仕方などの解説書が本屋のウインドウにたくさん置いてあります。
(部長) 法人会の活動を研究してはいるようですが、ただ、納税思想は全般的に高く、脱税に対する罰則も厳しいようです。
(部長) それは歴史的な違いますね。
開拓時代から、町を作つては保安官を雇い、保安官の給料をみんなで出し合つたわけです。

全体に必要なお金をみん

なで出し合う。一人でも出さない人がいると、他の人に負担がかかるわけですか

ら、この人はみんなの敵だという意識が最初からあるわけですね。

日本の場合、特に昔は、

國の方が税金を決めていた

ので、自分の出している税

金が自分のところへ戻って

いるのを、知らない人が多いのではないかでしょか。

(会長) 税金を納めるのは、義務だから納めるのは当然ですが、税金の使われ方にまで目を向けてほしいと思

いますね。

(部長) 役に立つていると思えば、みんなが迷惑すると思

うのですが。

租税教室などで、例えば、小学生一人当たりの教育費に、四十一万円使われています

よという話をすると、初めて「ああ、そうですか」といわれますね。

(会長) そのあたりについても、また、税知識、財政の問題など、あらゆる機会

をとらえて、PRする必要がありそうですね。

本日は、大変お忙しいところ、ありがとうございました。

なお、参考までに県下におけるモデル法人会は、出

雲法人会です。

石見大田税務署

幹部御紹介



株式会社 島根建材公社

(取締役社長) 寺戸 武則
(資本金三千万円・従業員二十二名)

少數精銳主義を、モット

ーとし、常に変化に挑み、

どんな不可能なことでもた

ゆまぬ努力によつて可能に

することが出来るという無

限の可能性を信じ、お得意

様にご満足ねがえる仕事を

通じて、社員の幸福を増進

し、会社の発展と繁栄を実

現するとともに、社会的に

価値ある会社になることを

念願しています。

この会社の創業は、昭和

二十三年九月十八日です。

当時、戦後のわが国は乏し

い資源で荒廃した国土の復興

を統制しましたが、つづい

て主要建築資材（木材・セ

企業訪問

わが社の経営方針

（取締役社長）寺戸 武則
(資本金三千万円・従業員二十二名)

メント・釘・鉄筋・ガラス
電線）もすべて統制して、

建築許可書と同時にチケッ

トを発行し、それを指定の

店で現物に引きかえること

になりましたが、統制経済

になると何時の間にか闇が

横行して、チケットを出し

ても業者は品物を出ししぶ

るようになりました。しかし

し、米を見るとすぐに手

にはいるので、需要者はひ

どく憤慨し、役所には毎日

のよう投書や抗議がつづ

いておりました。

このような状態をいつま

でも放置できない。

早速、県当局に実情を伝

え協議しました。これは速

やかに打開しよう。地域の

方々に役立つような奉仕的

な機関を造り、是非協力い

ただきたいという強い要望

が出ましたので、この会社

を創立し、これにこたえる

ことになりました。この統

制もあと三年や四年は当然

続くので、その間にみなさ

んから信頼される会社にな

つておれば、たとえ統制が

撤廃されても別に心配はな

いだろう。

なお、一方においては、

会社設立と同時に肝心のセ

メントの入手先を決めるの

が最大の焦点でした。

当時の八幡製鐵で造つて

いる、高炉セメントを目標

に、早速、九州に飛び、セ

メント鉱滓課長に会いました。

工場では、明治四十三年

から造つてはいるが、すべて

工場の自家用で市販などし

たことはない

貴方はまだ三十歳、若すぎ

る。やめときなさい。

これは、簡単に売れるよ

うなセメントではありません

ん。

いくら頼んでも聞いてく

れません。長時間やりとりしても容易に聞いてくれません。それでは自分の命をこのセメントに賭けました。と強行に迫りました。

「わかった。わしの負けじや。そこまで決心がつけば出しましよう」

初めて本土へ送ることになり、いよいよ貨車が大田に届きました。大よろこびで、早速チケットのお客さんへ渡していきました。ところが、一時間も立たない内に、次々返品してきました。

このセメントは製鉄所の灰だそうです。セメントはやはり小野田かアサノでないと困る、かえてほしい。これにはさすが閉口しました。やはり、課長が最初にやめとけといわれたのは、この事だったなどつくづく思いました。

苦痛な月日を送っている内に、更に予想もしない事が起きました。翌二十四年に、突然統制が解除されました。

また、翌二十六年には、建

万事癡すといった心境でした。

まだ世間にも馴染まれていない人口の少ない田舎

の都市で新設企業が成り立つはずがない。

いく効率としても地元に依存できるのは三〇%まであと七〇%は県外・市外

に求めなければならぬ宿命にあります。

よし、目を大きく開いてこれからは中国五県を対照に飛躍しよう。

やがて、中国地方にも電源開発時代が訪れるにちがいない。これに的をしぼり高炉セメントを使って貢おう。早速、建設省、農林省県・市と猛烈な闘志をもつて設計運動を転回した。

翌二十五年十月、その効果がついに出た。

中国管内で電源開発第一号が島根県木次町地内、新湯村発電所として着工。初めて高炉セメントが採用されました。当時、会社にとつては最大の感激でした。

設省と島根県が共同で島根県営第一号、三成発電所が着工。ここでも「ダム」に採用されました。

当初は製鉄所の灰と笑われた時代もありましたが、夢のように思われました。本当に苦労してよかつた。現在では、国や県のあらゆる主要工事に使用されております。油も余り使わない省エネ商品として、いま国策的にも国から歓迎されています。

建設省や電力会社が現在

高炉セメントを使うのは技術屋の常識として使用されておりますが、全国で島根が最初の実績でございます。

こうしたことから中国電力の納入業者に指名され、島根・鳥取・岡山・広島と広範囲に活動させていただ

いております。また、メイカの新日本製鉄化学では当社開設三十年には、全国で初めて当社が抜擢され特約店から指定問屋に昇格されました。

つてみると、昔の人がよく申しました、苦のないところに樂はない。全くその通りだと痛感いたしました。

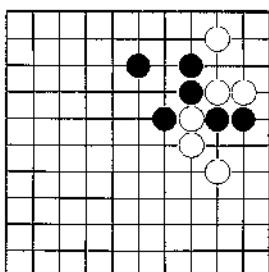
お蔵をもちまして、会社も一応のレールを走れるようになりました。これからは更に初心にかえり、ご関係のみなさまといつまでも共存共栄で地域の発展に寄与してまいりたいと思っております。

① お得意先に感謝される。

② メーカーさんにも喜ぶんで貰える。

③ 自分も満足できる。

問題



碁コーン

あきらめるのは早い黒先、手筋を知らない人なら、右辺の黒2目はすぐにおきらめてしまうでしょう。ところが、あきらめのは早い。隅にはいろいろと手があるものです。これは石を取る筋の中級程度の問題です。筋をよくおぼえてください。

解答は11頁にあります

意見交換

税を知る週間行事

税務署との意見交換会

大田邇摩法人会では、十一月十一日より始まります。税を知る週間行事の一環として、東部地区、大田地区西部地区の三か所に於いて石見大田税務署との意見交換会を企画し実施致しました。今回、税を知る週間の最終日に当り、西部地区(邇摩郡)で開催されましたものについてレポートしたものです。

を祈り 黙祈　当会副会長の挨拶をかわきりに、交際費をめぐる税金についてのスライドで勉強、約一時間後、仁摩地区の会員である小川徹氏を座長として、意見交換に移りました。意見交換の冒頭、米原署長よりあらかじめ出席者に配布した資料“租税教室”を参考に最近における税務行政について、わかりやすい説明が行なわれました。

挨拶をかわきりに、交際費をめぐる税金についての
スライドで勉強、約一時間後、仁摩地区的会員である
小川徹氏を座長として、意見交換に移りました。意見
交換の冒頭、米原署長より
あらかじめ出席者に配布した資料「租税教室」を参考し、最近における税務行政について、わかりやすい説明が行なわれました。

会員からも、景気動向、今後の経済の動きに关心が深く、経費の縮少、上手な節税をテーマとした質問が多く出されました。これに対する解答も、幅広く理解しやすい答えで、なごやかな中にも熱心な意見が交換されました。以降、その内

客について紹介して見たい
と思います。

我々会社経理にあまり関係のない例に見ましても、

寄附金の領収証に印紙が必要かどうか、あらためて考え方をおしで見ますと、どうであつたか疑問を覚えます。

これくらいのものは経費だ
と思い込んだものが、意外
に会社資産として計上すべき
ものであるとか、限度が
ありません。



めぐる改正もめまぐるしく
行なわれ、ともすれば、領
取証等に貼る印紙すら間違
いやすい場合が多く、特に
通帳等の基本的な制約から
受ける印紙税の問題と具体
例を数えれば、数かぎりな
い問題が見られます。

会社経理を行なう際、これは経費であると思われるものでも、一概に判断すれば、後日、問題としてはね返る例も少なくありません。

る会員の熱意は誠に旺盛で、女性数名の参加をも加え、稔りある交換会でした。こうした機会も会を重ねるごとに多数の会員の参加を希望致します。

る会員の熱意は誠に旺盛で、女性数名の参加をも加え、穏りある交換会でした。こうした機会も会を重ねるごとに多數の会員の参加を希望致します。



資金繰りについて考える

「勘定あつて、錢足らず」
という言葉があります。

資金繰りは企業の浮沈にかかる大切な仕事の一つです。殊に年末年始は資金繰りで、いちばん大切な時期であり、その良し悪しが業績に大いに影響いたします。

経済情勢や金融動向等には、常にアンテナを張りめぐらせ最新の情報をキャッチし、先行きの予測をたて長期的な資金計画が必要です。景気は年末を控え回復基調とはいえるが、個人消費、住宅投資等の低迷で、なお予断を許さない現状です。金融面では、大蔵省は長期国債の消化難を打開するため、九月発行分から長期国債の発行条件を、表面利率で〇・四パーセント引き上げ、年八パーセントとしました。これにともない十一

資金繰りといえば、外部からの資金調達に着目しがちですが、社内における資金の動きを把握し、まず内部からの資金の調達を先にしなければなりません。

すなわち、売上が低下しないいか、回収不能や長期の売掛金が得意先に寝たままになつていいいか、在庫が必要以上に増加していないか、不必要的経費支出が増加していないか等、常に財務の内容をつかみ、金詰まりの原因を的確に見つけ出すことが必要です。

月から長期信用銀行(興銀、長銀、債銀)の発行する金融債も〇・四パーセント引上げ、年八パーセントとなりました。パークセント引上げ、年八・九パークセントとなりました。

みなさん方と直接関係の深い中小企業金融公庫、国民金融公庫の金利は中小企業の景況が全体として、思わしくないことを配慮して年内は据置き(年八・三パーセント)とされました。来年一月から〇・二パーセント(年八・五パーセント)引上げが決定しています。

明日資金が足りないといつて銀行にかけこむようでは話になりません。少なくとも六ヶ月位先を見越さなければ安定した経営はできないといえます。

資金繰りで最も大切なことは先見性です。

(1) 的確な先見力をもつて、いつ、どれだけの資金がいつまで必要かを予測する。

(2) そのことをできるだけ早く金融機関に伝える。

(3) そのためには、会社全体の動き、とくに近い将来における動き変化を先見力をもつて的確に把握しておかなければなりません。金融機関も会社全体の動きがどうなつておる、将来どうなるかを知りたいからです。

(4) 会社の動向はできるだけ具体的なデーターによって金融機関に伝える必要があります。

(5) また見込み違いが判明したらできるだけ速やかにその旨を伝え、その見込み違いを生じた原因を具体的に説明し理解を得ることです。

このように、金融機関を利用については平素からの信頼関係が大切だと思います。

島根中央信用金庫

ばん困るのは設備資金で、自社で勝手に設備をし、資金は取りあえず支払手形で支払っておき、後日手形期日がくるようになつて、金融機関にかけこみ、資金手当をするようなケースです。

この場合、金融機関が融資に応じない場合もあるし、また、応じたとしても融資条件も不利となりがちで、自から墓穴を掘ることになります。計画ができたら、いちばんやく金融機関に相談し、もつとも優利な条件の融資を得ることが、大切です。

八〇年代は、不確実、不透明の年代だといわれています。移り變りの激しい今日、自社の現状、将来を見きわめ、進路を的確に判断し、早期に対処することが、自社の繁栄への道だといえます。

— 8 —

改正商法における

取締役および監査役報酬

改正商法が来年十月一日から施行される事になります。した。商法改正といわれると大會の事で我々中小企業にはあまり関係がないよううに思いがちですが、今回の改正内容は中小会社にも関係ある事項がかなり含まれているようです。

その中でも特に取締役や監査役の報酬の決め方にについての改正は、我々にも直接関係がある改正であります。

「監査役の報酬の額は定款又は株主総会の決議で、取締役の報酬とは別に定めなければならぬものとする」とあります。

監査役が数人いる場合において、監査役報酬の額だけ定められ、各監査役のそれぞれの受けけるべき報酬の額が定款又は株主総会で具体的に定められなかつたときは、その総額の範囲内で、監査役の協議

によりその額を定めるものとする」(改正商法二七九条)

との改正が行われています。

現行商法では取締役や監

査役の報酬額を決定する権限は定款、あるいは株主総会でなければならない事とされています。

この結果、株主総会にお

いては「取締役の報酬は××万円以内とし、その配分は取締役会に一任し、監査役の報酬は年額×××万円以内とし、その配分は監査役への具体的な報酬金額の決定は取締役会に一任出来るとしています。

改正商法においては、会

社の業務運営を厳正公平な

ため多くの会社が、

このため多くの会社が、

報酬の限度額は総会で決定し、個々の取締役や監査役の具体的な報酬金額の決定

は取締役会で決定している

例が多く見受けられました。

ところが、この度の改正

改革を行い、それにあわせ

て監査役の権限を強化する

と共に、監査役の独立性を守るため、報酬についても

従来の立場は維持しつつも

以上のようないい改訂をした

のであります。

取締役分と監査役分とを明確に区別しなければならないとしたのです。

これによつて、従来実務で行われて来た監査役の報酬の配分の決定を取締役会

に一任する決議は改正商法のもとにおいては違法かつ無効となります。

この結果、株主総会にお

いては「取締役の報酬は×

××万円以内とし、その配

分は取締役会に一任し、監

査役の報酬は年額×××万

円以内とし、その配分は配

分は監査役への具体的な報

酬金額の決定は取締役会に

一任出来るとしています。

このため多くの会社が、

会員の企業をお守りして10年

経営者大型総合制度は自動的に更新されます

法人会が会員企業の永続を願つて、経営者大型総合保障制度を始め、今年で十年になりました。

この間加入なさった方々に、この制度は大きな安心感を与え、お役に立つべきなものと思います。

さて、この保障制度の期間は、十年になつておりますので、契約が切れる方が順次出てこられると思いません。しかし、今まで得てこられた安心感は、契約とともに消えてしまうのでしょうか?.....

もしそうなら大変なことです。これまでの十年間健康でこられた方々が今後も健康であるとは限らないからです。それどころか、十年経つて年齢もかさみ、保障の必要性は一層増したと思わなければなりません。

引き続き安心できる

自動更新制度

法人会では、この制度に加入して安心を得られた方が引き続き安心して経営を続けていたくために、自動更新制度をとることにいたしました。

保障期間が満了しても、契約者から特に反対の申し出がない限り、契約が自動的に更新され、保障期間は更に十年間延長されます。

そればかりではありません。自動更新制度には次のようないくつかのメリットがあります。

どんな健康状態でも

無診査で更新

更新手続は極めて簡単で

ほとんどの加入者が一部年齢制限にかかる方や、割

増保険料等の特別条件を付加された方は除かれます)はどのような健康状態でも契約を更新できます。

例えば、重病で入院中でも、契約の自動更新には何の支障もありません。もしも、新規の契約であつたら結ぶことが許されないような健

康状態でも、契約の更新が許され、引き続き保

障が得られます。

もちろん、更新の時に健康状態による増保険料が附加されることもありません。



年末融資のお知らせ

市内の各金融機関では、

左記の通り年末融資の取扱いをいたしておりますので

早めにご利用ください。

(1)受付 12月31日まで

(2)融資額 1千500万円以内

(3)融資枠 10億円

(4)利率 協会保証付年8.0%

(5)返済期限 57年5月20日

(1)受付 12月31日まで

(2)融資額 2千万円以内

(3)融資枠 8億円

(4)利率 協会保証付年8.0%

(5)返済期限 57年5月20日

(1)受付 12月31日まで

(2)融資額 2千万円以内

(3)融資枠 8億円

(4)利率 協会保証付年8.0%

(5)返済期限 57年5月31日

(1)受付 12月31日まで

(2)融資額 2千万円以内

(3)融資枠 8億円

(4)利率 協会保証付年8.0%

(5)返済期限 57年5月31日

(1)受付 12月31日まで

(2)融資額 2千万円以内

(3)融資枠 8億円

(4)利率 協会保証付年8.0%

(5)返済期限 57年5月31日

(1)受付 12月31日まで

(2)融資額 2千万円以内

(3)融資枠 8億円

(4)利率 協会保証付年8.0%

(5)返済期限 57年5月31日

月前から更新のご案内をお伺いする大同生命、A I Uの担当者が持参する更新のための書類に申し込み印を押していただけで手続きは済みます。

自動更新に注意

いただく三つの点

(1)現在の契約の保障期間満了時に年齢が七十歳六ヶ月を超える方は、更新の取扱いができません。

(2)現在の契約をするとき

(3)更新後の掛金は更新時の年齢により計算します。現在の契約をした時から十歳高い年令になりますので掛け金もそれに応じて高くなります。

なお、詳細は大同生命とA I Uにご相談下さい。

に健康状態により、割増保険料等の特別条件を付加された方については、保険会社が認めた場合に限り、更新の取扱いができます。

ミニ税務コーナー

パート収入と所得税

万円以下の人。

パート収入は、通常、給

与所得になりますから、給

与所得控除(年収一二五万

円)まで一律五〇万円)を

差引いた額が二十九万円以

下であれば、配偶者控除が

受けられます。

また、二十九万円(基礎

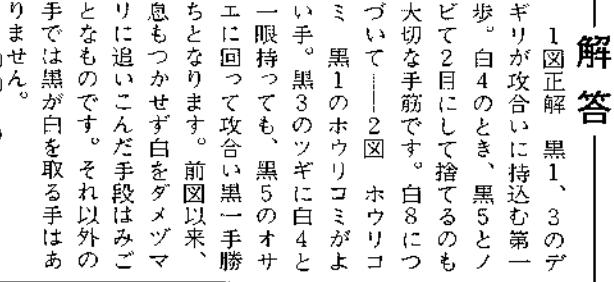
控除)を超えると、主婦自

身に税金がかかります。

パートの年収と税金の関

係は、左の図のようになります。

パート収入と所得税		
パートの年収	夫の所得から配偶者控除が	パート収入に所得税が
79万円以下	受けられる	かからない
79万円以上	受けられない	かかる



解答

1回正解 黒1、3のデ

ギリが攻合いで持ち込む第一

歩。白4のとき、黒5とノ

ビで2目にして捨てるのも

大切な手筋です。白8につ

づいて――2回 ホウリコ

ミ 黒1のホウリコミがよ

い手。黒3のツギに白4と

一眼持つても、黒5のオサ

エに回つて攻合い黒一手勝

ちとなります。前回以来、

息もつかせぬ白をダメツマ

リに追いついた手段はみご

となものです。それ以外の

手では黒が白を取る手はあ

りません。

レクリエーション費用に対する源泉所得税の取扱いについて

一般的に行われているレクリエーション行事の費用を、会社が負担した場合には、その参加者の受ける経済的利益には、原則として所得税はかかりません。しかし、次のような場合には所得税がかかります。

① 自己の都合により参加しなかった社員、または役員に対し金銭を支給する場合には、その行事に参加しないで金銭の支給を受けるという選択ができることになりますので、参加者不参加者を問わず全員にその金銭の額に相当する給与の支払いがあつたものとして課税されます。

② 宿泊費、または保養業務など、会社の業務上の



必要で参加できなかつた場合には、その金銭の支給を受けた人だけ、給与の支払いがあつたものとして課税されます。

③ 会社が役員だけを対象として、その行事の費用を負担した場合には、参加した役員に給与の支払があつたものとして課税されます。

次に、海外旅行の場合ですが、レクリエーションとしての海外旅行は、まだ一般的に行われているとはいませんので、旅行費用相当額が給与として課税されます。

(石見大田税務署)

- ④ 主婦に①と②の両方の所得があるときは、①の所得の二十九分の一〇と②の所得の合計額が一〇

(石見大田税務署)

相談コーナー

質問 会社の創立記念や新社屋落成の記念パーティに招待した得意先から、お祝金をいただきました。記念パーティ費用は交際費になると想いますが、お祝金はこの交際費から引く事が出来ますか？

回答 会社の創立記念や新築落成記念パーティは自社の従業員だけではさやかに行なう事は少なく、取引先や得意先等を招待して大々的に行なう場合が多い様です。税務上これらのパーティに要した費用（宴会費、交通費、記念品代など）は原則として交際費等に該当します。またこの記念パーティに招待した取引先等から受領したお祝金は、会社の主催する記念行事にあたって、会社に対して祝意を表していただいたものですから、会社の収益に計上する

必要があります。

会社の立場にたつて考えて見れば、パーティに要した費用の額から受け取った祝金を差引いた額のみが、実際に支出した金額となりその差額だけ交際費等としておけば良さそうに考えられます。

しかし、税務上こうした処理は認められていなく、あくまでパーティに要した費用の金額を交際費とし、受け取った祝金は、別途雑収入に計上するのが、現在の税務上の取扱いです。

あ知らせ 寄附金の取扱いについて

個人または法人が国または地方公共団体に対する寄附金のうち、下記の寄附金についても法人の寄附金の損金算入限度額と関係なく、全額損金に算入されます。（島根県下分）

記

確定年月日 発達番号	募金団体の名称	募集の目的	募金地域	募金期間
昭和55. 8. 5 広局直法 471 〃 直所 268	松江南高校創立20周年記念事業募金委員会	施設、備品充実資金	全国	自55. 9. 1 至56. 3. 31
昭和55. 9. 12 広局直法 524 広局直所 320	第37回国民体育大会島根県実行委員会	国民体育大会助成資金	全国	自55. 8. 5 至57. 10. 31
昭和55. 11. 11 広局直法 662 〃 直所 404	邑智町立和瀬小学校校舎建築後援会	施設、設備充実資金	全国	自55. 10. 1 至56. 3. 31
昭和55. 12. 22 広局直法 747 〃 直所 448	浜川高校創立記念館建設期成同盟会	記念館建設資金	全国	自56. 1. 1 至56. 12. 31
昭和56. 1. 19 広局直法 33 〃 直所 13	大田高校瓶陵会	施設、設備充実資金	全国	自56. 4. 1 至57. 3. 31
昭和56. 3. 2 広局直法 149 〃 直所 89	仁多町立阿井小学校校舎改築後援会	設備、備品充実資金	全国	自56. 1. 1 至56. 12. 31

祝賀パーティの一部に充当しても再度交際費として課税される事となり、二重に課税される様に思われます。

そこで、全国法人会総連合 日本税理士会連合会では法人の創立記念日等の受入祝金を交際費等から控除する旨の税制改正に関する改望を行つております。

正に关心が寄せられています。増大する交際費の節減対策として、大々的なパーティはともかくごく親しい関係者の内祝的なものであれば会費制に切替えて、費用を会費收入でまかまつよう企画を考へて見られたら如何でしょうか。（竹下税理士）

編集後記

ようやく、第二号を発刊することとなりました。

創刊号編集当時、年三回程度の刊行を予定していましたが、予期しない行事等に妨げられ、今日まで延引しました事を深くおわび申し上げます。

更に、竹原会長の御発病、御入院の報に全会員心を痛めていますが、

第二号が同氏の追悼号のようになりました事を心から哀しむものであります。

法人大会報は、われわれ会員一同のためのものでありますから、多くの方の御意見をお寄せ頂きます。

法人大会報は、われわれ会員一同のためのものでありますから、多くの方の御意見をお寄せ頂きます。終りになりましたが、今回の編集に御協力賜りました方々に厚く御礼申し上げます。

（広報部）

逸品呉服、洋品(オンワード、ミカレディー婦人服) 寝具(大阪、京都西川)

有限会社 小川呉服店

代表取締役 小川徹

仁万町 ☎ (085498) 2812 有線3426

総合結婚式場



大田グランドホテル

大田市長久町(国道9号線沿) ☎ (08548) 2-0422

ファイリング

サーチング

有限会社 齋藤文具店

大田市大田町 TEL 2-0107

三菱、NEC、シャープ
オフィスコンピューター

御結納用品専門店

分店 高砂堂
TEL 2-1913

= 取扱品目 =

カーテン、ジュータン
壁装クロース、アコーディオン
ブラインド、アクセサリー品一式

(有)棚岡装飾

大田市大田町 TEL 08548-2-0539 有線 大田280-21

設計・監理

創造の美を拓く
燃える技術集団



日本建築家協会会員

三谷設計

代表取締役

三谷忠義

本社 大田市久手町波根西

☎ (大田) 2-8121代

松江事務所 松江市上乃木町

☎ (松江) 22-0992代

広島事務所 広島市東区光町1丁目

☎ (広島) 63-8510代

昭和56年度石見杜氏自醸清酒品評会最優秀第一位に輝く

清酒 開春

邇摩郡温泉津町温泉津 TEL 08556-5-2007

若林酒造有限公司

大田通摩法人会会報 第2号

昭和56年12月10日発行

発行所 大田通摩法人会

編集 広報部会 部会長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2-0765

印刷 月橋印刷

大田市大田町 TEL 2-0540